

中小企業事業主の皆さんへ

「働き方改革推進支援助成金(※)」 新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース のご案内

**新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入
に取り組む中小企業事業主を支援します！**

New !

※令和2年度より、「時間外労働等改善助成金」から名称変更しました。

令和2年2月17日以降の取組について、

★受け入れている派遣労働者がテレワークを行う場合も対象とします！

★パソコンやルーター等のレンタル・リースの費用も対象とします！

※事業の実施期間内(5月31日まで)の経費であり、かつ、同日までに支出されたものに限ります。

- ✓ 既に交付申請を行っている事業主についても、変更申請（交付決定後の場合）や補正（交付決定前の場合）を行っていただくことにより、対象となり得ます。
テレワーク相談センターにお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の概要	
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策として テレワークを新規(※)で導入する 中小企業事業主 (※試行的に導入している事業主も対象となります)
助成対象の取組	<ul style="list-style-type: none">・テレワーク用通信機器(※)の導入・運用・就業規則・労使協定等の作成・変更 等 <p>(※シンクライアント端末(パソコン等)の購入費用は対象となりますが、シンクライアント以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません。 ただし、レンタルやリースについては、5月31日までに利用し、支払った経費については対象となります。)</p>
主な要件	事業実施期間中に <ul style="list-style-type: none">・助成対象の取組を行うこと・テレワークを実施した労働者が1人以上いること
助成の対象となる事業の実施期間	令和2年2月17日～5月31日 (計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組で交付決定より前のものも助成対象とします。)
支給額	補助率：1／2 1企業当たりの上限額：100万円

※ご利用の流れ、対象事業主の要件 等については裏面をご確認ください。

- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。
テレワークセキュリティガイドライン(総務省)などもご参照ください。
https://www.soumu.go.jp/main_content/000545372.pdf



厚生労働省

(R2.4)

支給要件

令和2年2月17日～5月31日にテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が1人以上いること
※少なくとも1人は直接雇用する労働者であることが必要です

支給対象となる取組

テレワークの導入・実施に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

テレワーク用通信機器(※)の導入・運用

- (例)
- ・シンクライアント端末(パソコン等)
 - ・VPN装置
 - ・Web会議用機器
 - ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア
 - ・保守サポートの導入
 - ・クラウドサービスの導入
 - ・サテライトオフィス等の利用料
 - ・パソコン、タブレット及びスマートフォン、ルーター等のレンタル、リース費用など

※シンクライアント以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません

- 就業規則・労使協定等の作成・変更
(例) テレワーク勤務に関する規定の整備

- 労務管理担当者に対する研修

- 労働者に対する研修、周知・啓発

- 外部専門家(社会保険労務士など)
によるコンサルティング

※派遣先である場合、派遣労働者も対象となります。ただし、その派遣労働者を雇用する派遣元事業主が、その派遣労働者を対象として同時期に同一措置につき助成金を受給していない場合に限ります。

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 1/2 (100万円が上限)

ご利用の流れ

1 「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワーク相談センターに提出(締切は5月29日(金))
※後日、厚生労働省から交付決定通知書が送付されます

2

これから取組を実施する場合は、計画に沿って取組を実施
※要件に合致する場合は、2月17日以降交付決定までの取組も助成対象となります。

3

事業実施期間終了後、テレワーク相談センターに
支給申請(締切は7月15日(水))
※厚生労働省から支給されます

対象となる中小企業事業主

労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること

中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

お問い合わせ先

テレワーク 相談

検索

テレワーク相談センター

<https://www.tw-sodan.jp/>

電話: 0120-91-6479 [平日 9:00 ~ 17:00]

上記のフリーダイヤルがつながらない場合には、以下の番号でも受け付けます。(5月31日まで)

電話: 03-5577-4724、03-5577-4734
ただし、通信料は発信者負担になりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

また、メールでもご相談を受け付けています。sodan@japan-telework.or.jp

所在地: 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-8-11
東京YWCA会館3階